

令和6年2月1日

河北新報の記事を読んで － 入院形態について

一般社団法人 宮城県精神科病院協会
会長 岩館 敏晴

県議会与党会派から、県は精神保健福祉審議会に対して「丁寧な説明」をするよう求められたにもかかわらず、令和5年12月6日、県は民間病院公募案からサテライト分院案に変更することを議会の中で突然公表した。その具体は何も決まっておらず、検討中であるとはばかり繰り返していたが、令和6年1月31日の河北新報記事によって概略が見えてきた。まだ案の段階なので多くを語ることはできないが、根本的な問題点を1つだけ指摘したい。それは入院形態の問題である。

精神科の入院には、一般診療科にはない任意入院、医療保護入院、措置入院などの入院形態がある。措置入院は、2名の精神保健指定医が警察署等で診察し措置入院が決定してから診察医とは別の病院に搬送されてくるので、来院時には既に入院形態が確定している。これに対し、任意入院と医療保護入院は診察の上で決まるのである。例えば精神状態の悪い患者が家族に伴われて受診したとする。医師が診察して入院が必要だと判断し、本人もそれに同意すれば任意入院になるが、本人が同意しなければ家族の同意で医療保護入院になる。

サテライト案では、最初から本院と分院で入院形態を分担する発想になっているが、これは現場感覚からずれた発想である。患者が自宅近くにあるサテライト分院を受診したが、うちでは任意入院は受けられないから今から富谷の本院に行ってくれとか、医療保護入院は受けられないから今から家族は富谷まで連れて行ってくれとは言えないのが精神科の日常である。病院であるからには、任意入院にも医療保護入院にも応じられる体制が必要である。県のプランは現場のこうした状況をよく理解しないまま、「上から目線」で企画されている。

措置入院に関しても、県立の病院である限りは全床が措置入院を引き受ける指定病床の扱いになるはずである。分院は措置入院を受けないとは言えないのである。たとえ25床の小規模の分院であっても県立病院であるからには、最初から措置入院を受けないと言ったら「アウト」である。追加で言えば、結核病床をどうするのかも明らかになっていない。

2つの県立精神科病院を持つ県は極めて少ないが、岩手県の場合は北の一戸市と南の一関市に分散されている。宮城県の案は同じ仙台医療圏の中に2つの県立病院を置く案である。精神科病院が少ない栗原市に建てるというのならまだ納得できるが、同じ医療圏の中に小規模の2つの病院を作っても、どちらも「拠点」にはなり得ない。やはり名取市内で一拠点化するべきである。

2月13日に再び県と精神医療センターとの話し合いが行われるとのことだが、その結果に注目したい。県議会には、現場に即した議論を期待したい。